

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から7年3月まで
② 平成7年4月から8年3月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、私は義父の勧めで、A市役所において、国民年金の加入手続きを行い、同市役所の職員の説明や電話による数回の催促により保険料も納付したのに、申立期間①及び②について未納期間や申請免除期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の加入者の記録から、平成8年3月以降にA市において払い出されたことが確認できるにもかかわらず、オンライン記録では、申立期間②に係る保険料免除記録は、7年5月17日に申請した記録となっている上、申立人の当時の収入から、保険料納付が経済的に困難であった状況とは考えにくいことから、行政の記録管理に何らかの不手際があったものとするのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、当該期間の保険料をA市役所窓口で納付したと主張しているものの、申立人が国民年金に加入した時点において、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、残りの期間の保険料を納付するには、過年度分の保険料として、社会保険事務所が発行した国庫金納付書により金融機関等で納付することとなることから、同市役所窓口で納付したとする主張は不自然である。

また、申立人がA市役所窓口で納付したと記憶する保険料額は、申立期間①

又は②をそれぞれ片方のみまとめて納付した保険料額と近似しているところ、申立期間②に係る保険料については、同市役所窓口で納付可能であったことなどから、申立人が同市役所窓口で納付した保険料が申立期間②の保険料であった考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の 2 年ほど後に、未納分の国民年金保険料を一括で納付した。何度か、納付用紙が来ていたため、役所へ行き、女性の職員に全額納付したいと伝え、亡くなった両親の遺産で納付した。その時に、ほかに未納分が無いか確認したが、はっきりと「ありません。」と言われ、その後も未納のお知らせや請求が来たことは無い。突然、未納の期間があると知らされても、納得できない。申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7 か月と短期間である上、申立期間を除き、国民年金加入期間については、国民年金保険料の未納は見られず、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は、昭和 60 年 7 月に払い出されており、オンライン記録上、申立期間直後の期間である 59 年 1 月から同年 3 月までの保険料について過年度納付されたことが確認できるが、この手帳記号番号払出し時点において、申立期間の保険料についても過年度保険料となり、保険料納付の時効は成立していない上、A 市は、「当市では、当時、過年度保険料についても納付書を作成しており、金融機関で納付するよう指導したことがあった。」と回答していることなどから、申立人の「未納期間が無いようにさかのぼって納付した。」という説明に不自然さは無い。

さらに、申立期間のうち昭和 58 年 6 月から同年 8 月について A 市の国民年金保険料の納付記録では納付済みとなっているなど、オンライン記録との間に齟齬があり、行政側の記録管理に不備があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成11年10月から12年7月までを59万円、同年11月を62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から12年12月1日まで

A社の社員の身分のままB現地法人に出向勤務しているが、平成11年10月から12年11月までの標準報酬月額が、同社の事務処理の間違いにより、9万8,000円として届出されている。実際の報酬月額は70万円であり、70万円に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、同社、同社のB現地法人会社及び申立人の三者による「覚書」並びに賃金台帳により、申立人の報酬月額が70万円であることが確認できるとともに、申立期間のうち、平成11年10月から12年7月までの期間及び同年11月については、報酬月額70万円に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を11年10月から12年7月までは59万円(当時の標準報酬月額の最高等級)、同年11月は62万円(同左)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により社会保険事務所(当時)に標準報酬月額として9万8,000円の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する報酬月額70万円に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成12年8月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から9万8,000円であり、これはオンライン記録と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月、同年11月から5年1月までの期間、同年3月、同年5月、同年7月、6年3月、同年5月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月
② 平成4年11月から5年1月まで
③ 平成5年3月
④ 平成5年5月
⑤ 平成5年7月
⑥ 平成6年3月
⑦ 平成6年5月
⑧ 平成6年9月

申立期間当時、A市に住所を置き、B銀行C支店から口座振替により、毎月決まった日に国民年金保険料を納付していた。残高不足の際は、後日送付されてきた納付書により銀行又は郵便局で必ず納付するようにしていた。平成7年8月に現住所(D市)に引っ越した際、このような事態になるとは夢にも思わず、古い通帳や国民年金保険料の領収証を処分してしまった。将来受ける国民年金は、私にとって大切な生活の糧なので、1日も早く記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は申立人の元夫も国民年金保険料が未納となっているところ、申立人は、元夫がE経営の収入のほかにFの収入などがあり、あまり老後に年金を必要としていないと言っていたため、夫婦の国民年金保険料が元夫名義の同じ口座から振替納付できなかった時は、元夫の保険料は納付しなくとも、納付書により申立人自身の保険料は必ず納付していたと供述しており、そのことについては、平成5年4月、同年12月及び6年2月の保険料が、元夫は未納であ

るが、申立人は納付の記録となっていることからうかがえる。

しかしながら、近接した期間において、同一人に対して10回にも及ぶ事務処理の誤りを行政が続けて行うことは考え難い。

また、申立人は、結婚前の給与収入の蓄えがあり、申立人自身の保険料はそこから納付していたと供述しているものの、申立期間当時、申立人の元夫の家業がうまくいかなくなり、元夫の給与支給が遅延することが時々あったことや、申立人自身の体調不良、子育て、申立人の実父の看病など、経済状況及び家庭状況に変化があったことを供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付状況を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から同年10月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付したものと認めることはできない。

また、昭和56年2月、同年3月及び58年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月から同年10月まで
② 昭和56年2月から57年3月まで
③ 昭和58年3月

申立期間①及び②の保険料については、毎月自治会の役員が集金しており、その際の役員の領収印や領収済みの署名のある保険料納付カードを保管している上、父親が銀行へ納付した保険料の領収証書も保管しており、これらの納付該当月が同一であることから重複して納付したことになる。また、申立期間③は、厚生年金保険適用事業所に勤務し厚生年金保険料を納付しているのに国民年金保険料も納付している。申立期間①、②及び③について同じ月を対象として保険料を重複して納付しているのを還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を重複して納付しているので、当該期間の保険料を還付してほしいとする本申立てに当たり、「国民年金保険料納付カード（個人所持用）」の写し（昭和52年7月から53年3月までの期間は領収印欄に印鑑が押されたもの並びに56年4月及び同年5月は領収印欄に名字が記載されたもの）、「国民年金領収証書」の写し（昭和52年7月から同年10月までの期間、55年8月、同年9月及び56年2月から同年5月までの期間のもの）、「国民年金仮領収証書」の写し（昭和55年8月及び同年9月は収納済印が無いもの並びに56年2月から同年5月までの期間は収納済印が有るもの）、及び郵便はがきによる「国民年金領収証書」の写し（昭和

55年7月から同年9月までの期間、56年2月及び同年3月のもの)を提出している。

申立期間①について、申立人が所持する当該期間に係る「国民年金領収証書」を見ると、昭和52年7月から同年9月までの同領収証書(領収日は、昭和52年10月13日)及び同年10月の同領収証書(領収日は、昭和53年1月12日)は、それぞれの納付期限までにA市指定の金融機関に納付されていることが確認できる。

一方、申立人は申立期間①についての「国民年金保険料納付カード(個人所持用)」を所持しているが、同納付カードは、納付組織(自治会)が保険料を被保険者から預かった証として、同カードの納付該当月の領収印欄に押印又は署名を行ったものであり、預かった保険料が金融機関に納付されると、各納付者に金融機関から領収証書が発行される仕組みとなっていることから、同領収証書及び同納付カードの双方を所持していることをもって、申立期間①の保険料を重複して納付したと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、昭和52年10月については、厚生年金保険の加入期間であり、制度上、国民年金保険料の納付済期間とすることはできないことから、当該月の保険料が還付されていることが、申立人に係る国民年金被保険者台帳の備考欄の記録(還付決定 52.10 2,200 53.8.19 と記載)から確認できる。

申立期間②のうち、昭和56年2月及び同年3月については、申立人が当該期間にかかる「国民年金領収証書」(領収日は、昭和56年3月20日)、「国民年金仮領収証書」(領収日は、昭和56年3月20日)、及び郵便はがきによる「国民年金領収証書」(領収日は、昭和56年4月10日)を所持していることから、申立人が同年3月20日に当該期間の保険料を納付し、当該領収書を手にした際に、本来、A市へ通知されるべき専任徴収員保存用の「国民年金仮領収証書」も誤って申立人に交付されたことにより、申立人の当該期間に係る納付記録がA市において確認できず、同市から申立人に当該期間の保険料に係る納付書が再度発行され、これに基づき、同年4月10日に重複して納付したと考えられる。

しかしながら、申立人に係る国民年金被保険者台帳の備考欄には、当該期間の保険料を還付したことを示す「還付決定 56.2~56.3 7,540 56.5.30」と記載されており、記載された還付金額(7,540円)に計算上の誤りは無いことから、この還付記録に不自然さは認められない。

申立期間②のうち、昭和56年4月及び同年5月については、申立人が所持する当該期間の「国民年金領収証書」(領収日は、昭和56年5月27日)及び「国民年金仮領収証書」(領収日は、昭和56年5月27日)を見ると、納付期限までにA市指定の金融機関に納付されていることが確認できる。

しかしながら、「国民年金仮領収証書」については、前述のとおり、本来、

A市へ通知されるべき専任徴収員保存用のものであり、本件についても、同仮領収証書に対応する「国民年金領収証書」が確認できることから、同領収証書を所持していることをもって保険料を重複して納付したと認めることはできない。また、申立人は、当該期間の「国民年金保険料納付カード(個人所持用)」も所持するが、前述のとおり、当該納付カード及び同領収証書の双方を所持していることをもって、当該期間について、重複して納付したと認めることはできない。

申立期間②のうち、昭和56年6月から57年3月までについては、申立人に係る国民年金被保険者台帳において、当該期間について納付と記載されており、オンライン記録とも一致するものの、重複して納付した事実は確認できない。

申立期間③については、オンライン記録及び申立人のB銀行C支店における預金異動明細表を見ると、当該期間の保険料は平成14年1月15日に還付されていることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②については、申立人自身は、国民年金保険料の納付手続に直接関与していないと供述しており、手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に死亡しているため、具体的な状況を確認することができない上、申立人の父親が当該期間の保険料を納付したこと、及び当該期間のうち、昭和52年10月、56年2月及び同年3月の還付金を受け取っていないことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)、周辺事情は見当たらない。

また、申立期間③については、還付金を受け取っていないという主張のほか、還付金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び申立期間②のうち、昭和56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料を重複して納付したものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②のうち、昭和56年2月及び同年3月、並びに申立期間③の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から47年3月まで

申立期間は学生だったため、母親が私の国民年金の加入手続を行い、自営業をしていた両親の分と一緒に、自宅で集金人に国民年金保険料を納付してくれていたため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年*月ごろ、その母親が、当時学生であった申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、57年5月19日に払い出され、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である同年4月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できることから、この時点では、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、A市が保管する国民年金保険料の収滞納リストにおいても、資格取得日は昭和57年4月1日と記録されている。

さらに、申立人が所持する年金手帳を確認しても、初めて被保険者となった日が昭和57年4月1日と記載されている上、国民年金の記録欄には申立期間の記載があるものの、「昭和57年4月1日」と記載された欄の下欄に記載されていることから、これは平成10年1月12日に厚生年金保険記録が基礎年金番号へ統合処理された際に、20歳以降の期間である申立期間が国民年金被保険者期間としてオンライン記録に追加され、併せて年金手帳にも追記された可能性が高く、この時点では、当該期間の保険料は制度上、時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料

の納付に関与しておらず、申立人の母親も高齢のため聴取できないため、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から同年3月まで
父が私の国民年金の加入手続きを行い、毎月、集金人に私の国民年金保険料を納めてくれていたため、未納とされていることに納得できない。
国民年金手帳に「この月から納付開始」とあるのは、支払っているからである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その所持する国民年金手帳に「この月から納付開始」と記載されているのは、当該月（昭和44年1月）から国民年金保険料を納付しているからであると主張している。しかし、当時、国民年金手帳を発行したA市は、「これは、単に納付者に対して納付すべき開始時期を示したものに過ぎず、納付したことを表すものではない。」と回答している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、昭和44年12月3日であることが確認できることから、申立期間の保険料は過年度保険料となり、納付済みとなっている申立期間後の期間の保険料のように国民年金手帳の印紙検認記録の欄に検認を受けるという方法ではないため、納付状況の確認はできず、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続きや保険料の納付等に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付していたとされる申立人の父親は既に死亡していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
平成 5 年 10 月から標準報酬月額が極端に下げられている。総支給額で 45 万円から 50 万円の給料を受け取っていた。納得のいく調査を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間(平成 5 年 10 月、同年 12 月から 6 年 3 月までの期間及び同年 5 月を除く。)について、事業主の保管する賃金台帳兼所得税源泉徴収簿を見ると、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と同額又は低額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 5 年 10 月、同年 12 月から 6 年 3 月までの期間及び同年 5 月については、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録を上回るが、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と同額又は低額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 25 日から 40 年 10 月 21 日まで
② 昭和 40 年 11 月 25 日から 42 年 9 月 25 日まで

60 歳になった時に初めて、申立期間が厚生年金保険の加入期間から抜けていることに気付いた。

当時は、厚生年金保険の脱退の話など事業所から聞いたこともなく、一時金がもらえることも知らなかった。

脱退手当金を請求したり、受給したりした記憶が無いので、脱退手当金が受給済みとなっている期間の記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る 2 か所の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、共に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 12 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 9 年 3 月 15 日まで

A社に勤務していた平成 5 年 4 月 21 日から 9 年 3 月 15 日までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額（24 万円）よりも引き下げられている。当時、労働条件に変更が生じたこともなかったため、従前の標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成 8 年 3 月 1 日に 24 万円から 17 万円に引き下げられているが、労働条件に変更が無かったため標準報酬月額が下がっているのはおかしいと主張している。

しかしながら、当時、A社の社会保険に係る事務手続を担当していた社会保険労務士は、「私は、当該事業所の給与体系の見直しに直接関与していなかったため詳細は分からないが、平成 8 年ごろに、給与を減額して賞与を増額したようであり、報酬月額の減額に伴う被保険者報酬月額変更の届出を行った記憶がある。」と供述している。

また、A社の事業主も、「当時、給与を減額して、その減額分を賞与に上乗せするような届出を行ったかもしれない。」と回答している。

さらに、当時の同僚は、「時期は覚えていないが、社長から給与と賞与を分けるといった旨の説明を受けた記憶がある。」と供述しており、申立人自身も、「給与を減額して、その減額した分を賞与に上乗せする旨の通知書が給与袋の中に入っていたような記憶がある。上司から事前に説明を受けた覚えもある。」と供述している。

なお、オンライン記録によると、A社に係る賞与については、平成 7 年 12 月度以降、支給人数は変わらないものの支給総額は大幅に増加しており、また、

標準報酬月額については、申立人同様、複数の同僚が8年3月1日付けで減額されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。